

個人情報取扱事務登録簿

		区		分	☐ 共通 ☒ 個別
市の機関の名称		市長		届出部課等の名称 総務部情報政策課	
関係課等の名称					
届出年月日		H30.3.24	開始年月日	H20.4.1	最終変更年月日 H30.9.3
事務の名称		電算機室入退室管理事務			
事務の目的		生体認証装置を使って電算機室における自動ドアの開閉制御及び入退室管理を行うことにより、情報セキュリティの向上を図ること。			
事務の概要		個人情報を登録後、生体認証装置により電算機室に入退室する者の開錠記録を保存する。			
対象者		電算機室に入退室する者			
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係			
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☐ 住所 ☐ 年齢・生年月日 ☐ 性別 ☐ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ <u>識別番号等</u> ☒ <u>生体認証に必要となる情報</u> ☒ <u>勤務先</u> ☐ _____			
	その他	☐ _____ ☐ _____ ☐ _____			
収集先		☒ 本人 ☐ 本人の親族 ☒ 市の機関又は議会（電算機器を有する事務、教育委員会、農業委員会） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☐ 公の情報（ ） ☐ その他（ ）			
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：_____ <u>主な利用項目（ ）</u> ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称：_____ <u>主な提供項目（ ）</u> ☐ 市の機関又は議会（ ） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☐ その他（ ）			
		目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☐ 1項（法令） ☐ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）			
外部委託等		☒ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング ） ☐ 指定管理者による管理			
電子計算機結合		☐ 有⇒結合先：			
個人情報ファイル簿		☐ 有⇒ファイルの名称：			

個人情報取扱事務登録簿

						区		分	☐ 共通	☒ 個別
市の機関の名称		市長		届出部課等の名称		総務部情報政策課				
関係課等の名称										
届出年月日		H21. 9. 10		開始年月日		H21. 10. 5		最終変更年月日		H30. 9. 3
事務の名称		ちば電子申請サービス								
事務の目的		インターネットを利用して野田市への申請手続きができる「ちば電子申請サービス」の提供を行う。								
事務の概要		インターネットを通じて市民から各種申請を受け、各担当部署は審査の完了後、申請者に以後の手続きや結果等について電子メールで通知する。								
対象者		ちば電子申請サービスの利用者								
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係								
	上記以外の項目	☒氏名 ☒住所 ☒年齢・生年月日 ☒性別 ☒連絡先 ☐個人番号 ☐個人識別符号 ☒本籍・国籍 ☐家族情報 ☒学業・職業等 ☐収入・支出 ☐資産 ☐税情報 ☐公的扶助 ☐利用者ID ☐_____ ☐_____ ☐_____								
	その他	☐ _____ ☐ _____ ☐ _____								
	収集先	☒ 本人 ☐ 本人の親族 ☐ 市の機関又は議会（ ） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☐ 公の情報（ ） ☐ その他（ ）								
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：_____ <u>主な利用項目（ ）</u> ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称：_____ <u>主な提供項目（ ）</u> ☐市の機関又は議会（ ） ☐他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☐その他（ ）								
		目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☐ 1項（法令） ☐ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）								
外部委託等		☒ 外部委託（ ☒ クラウドコンピューティング ） ☐ 指定管理者による管理								
電子計算機結合		☒ 有⇒結合先：								
個人情報ファイル簿		☐ 有⇒ファイルの名称：								

個人情報取扱事務登録簿

			区	分	■共通 □個別
市の機関の名称 市長、教育委員会 届出部課等の名称 総務部情報政策課					
関係課等の名称 予約システム導入施設の担当課					
届出年月日 H29.3.29 開始年月日 H29.4.1 最終変更年月日 R7.3.1					
事務の名称 野田市公共施設予約システムに関する事務					
事務の目的 パソコンや携帯電話、各施設に設置された利用者用端末から市内の施設予約システムの予約対象となっている施設の空き状況の確認、予約や抽選の申込みが行うことができるようにすることで、利便性を高める。					
事務の概要 千葉県電子自治体共同運営協議会が運営するちば共同利用型施設予約システムを利用して、公共施設の利用に係る申請、抽選等に関する事務を行う。					
対象者 予約システム利用者					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係			
	上記以外の項目	■氏名 ■住所 ■年齢・生年月日 ■性別 ■連絡先 □個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 家族情報 ■学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 □公的扶助 ■施設の利用目的 □_____ □_____			
	その他	☐ _____ ☐ _____ ☐ _____			
収集先		■本人 ☐ 本人の親族 ☐ 市の機関又は議会（ ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ☐ 公の情報（ ■ その他（申請団体の代表者又は担当者）			
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：_____ 主な利用項目（_____） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称：_____ 主な提供項目（ ☐市の機関又は議会（ ☐他の行政機関等又は他団体の議会（ ☐その他（)			
		目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☐ 1項（法令） ☐ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）			
外部委託等		☐ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ■指定管理者による管理			
電子計算機結合		☐ 有⇒結合先：			
個人情報ファイル簿		☐ 有⇒ファイルの名称：			

個人情報取扱事務登録簿

						区	分	☐ 共通	☒ 個別
市の機関の名称		市長		届出部課等の名称		総務部 情報政策課			
関係課等の名称									
届出年月日		R7. 1. 24	開始年月日		R7. 2. 10	最終変更年月日			
事務の名称		物価高騰重点支援給付金（非課税世帯及びこども加算）に関する事務							
事務の目的		「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」として、低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分について給付金による支援を行う。							
事務の概要		令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、同一の世帯に属する者全員が、住民税均等割を課されていない世帯（以下「住民税均等割非課税世帯」という。）に対し、給付金を支給する。ただし、世帯員全員が課税者の扶養を受けている世帯は除く。 住民税均等割非課税世帯で、世帯員として18歳以下の児童を基準日において扶養している世帯には、こども加算を支給する。 住民税については、当該年度住民税の賦課期日時点で本市に住民票がある者は、本市の課税台帳より課税・非課税の別を判断する。本市に住民票がない者は、賦課期日時点の市区町村の課税台帳より課税・非課税の別を判断する。 基準日時点で支給要件を満たし、かつ令和5年度物価高騰重点支援給付金又は令和6年度物価高騰重点支援給付金の支給実績のある住民税均等割非課税世帯に対し、支給のお知らせを送付する。基準時点で支給要件を満たしているが、令和5年度物価高騰重点支援給付金及び令和6年度物価高騰重点支援給付金の支給実績がない世帯については、支給要件確認書を送付する。 確認書の提出は、窓口、郵送及び確認書に印字された二次元コードの読み取りによるオンライン方式の方法による。 周知に当たっては、市報及び市ホームページのほか、生活困窮者相談窓口等にチラシを配架する。							
対象者		物価高騰重点支援給付金対象者							
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☒ 障がい ☐ 犯罪関係							
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☒ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☒ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☒ 税情報 ☒ 公的扶助 ☒ 振込先口座 ☒ DV避難事例に関する情報 ☒ 施設入所等に関する情報 ☒ こどもの監護（扶養）の有無							
	その他	☒ 本人確認書類等の提出書類に記載された情報							
収集先		☒ 本人 ☐ 本人の親族 ☒ 市の機関又は議会（市民課、子ども家庭総合支援課、障がい者支援課、高齢者支援課、課税課、生活支援課、児童家庭課） ☒ 他の行政機関等又は他団体の議会（都道府県、他市区町村） ☐ 公の情報（ ） ☐ その他（ ）							
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：_____ 主な利用項目（_____） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称：_____ 主な提供項目（_____） ☐市の機関又は議会（_____） ☐他の行政機関等又は他団体の議会（_____） ☐その他（_____）							

	目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☐ 1項（法令）☐ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用）☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）
外 部 委 託 等	■ 外部委託（☐ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理
電子計算機結合	☐ 有⇒結合先：
個人情報ファイル簿	■ 有⇒ファイルの名称：物価高騰重点支援給付金（非課税世帯及びこども加算）に関する事務ファイル

個人情報取扱事務登録簿

		区 分		☐ 共通	☒ 個別
市の機関の名称	市長		届出部課等の名称	総務部 情報政策課	
関係課等の名称					
届出年月日	R7.7.16	開始年月日	R7.7.22	最終変更年月日	
事務の名称	物価高騰重点支援給付金（不足額給付）に関する事務				
事務の目的	「デフレ完全脱却のための総合経済政策」として、食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響を緩和するために定額減税を行ったが、定額減税しきれなかった方等について給付金として支援を行うもの。				
事務の概要	令和6年分所得税等が確定したことで定額減税しきれなかった額が生じると判明した方へ、「定額減税しきれなかった額」から「令和6年度に実施した調整給付※の支給額」を差し引いた額を支給するもの。 ※調整給付は、速やかな支援のため、令和6年分所得税等の確定を待たずに、令和5年分の所得等をもとにした推計額を用いて、定額減税しきれないと見込まれる額を先行して支給したもの。 令和7年1月1日時点で野田市に住民登録があり、令和6年の調整給付の支給実績のある方、マイナンバー口座を登録している方に対しては支給のお知らせを送付する。 令和7年1月1日時点で野田市に住民登録はあるが、令和6年の調整給付の支給実績がない方については、支給要件確認書を送付する。 確認書の提出は、窓口、郵送または確認書に印字された二次元コードの読み取りによるオンライン方式の方法による。 周知に当たっては、市報及び市ホームページ等で行う。				
対象者	物価高騰重点支援給付金対象者(不足額給付)				
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☒ 障がい ☐ 犯罪関係			
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☒ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☒ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☒ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 振込先口座 ☒ DV避難事例に関する情報 ☒ 施設入所等に関する情報			
	その他	☒ 本人確認書類等の提出書類に記載された情報			
収集先	☒ 本人 ☐ 本人の親族 ☒ 市の機関又は議会（市民課、子ども家庭総合支援課、障がい者支援課、地域包括支援課、課税課、） ☒ 他の行政機関等又は他団体の議会（都道府県、他市区町村） ☐ 公の情報（ ） ☐ その他（ ）				
経常的な目的外利用・提供先	☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ☐ 市の機関又は議会（ ） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☐ その他（ ）				
	目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☐ 1項（法令） ☐ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）				
外部委託等	☒ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理				

電子計算機結合	☐ 有⇒結合先：
個人情報ファイル簿	☒ 有⇒ファイルの名称：物価高騰重点支援給付金（不足額給付）に関する事務ファイル

個人情報取扱事務登録簿

						区		分	☒ 共通 ☐ 個別		
市の機関の名称			市長		届出部課等の名称			総務部 情報政策課			
関係課等の名称			道路サービス課、みどりと水のまちづくり課、清掃管理課								
届出年月日			R7. 11. 28		開始年月日		R8. 2. 18		最終変更年月日		
事務の名称			道路・公園等の破損通報に関する事務								
事務の目的			市民が時間を問わず通報できる仕組みを構築し、写真・位置情報により迅速な現地確認を可能とすることで、道路・公園等の適切な維持管理と市民の安全確保を図る。								
事務の概要			オンラインを通じて、市民から道路・公園等の破損通報を24時間受け付ける。通報時に個人情報、写真、位置情報を収集し、市が現地確認・対応を行う。通報内容の詳細確認のため、通報者へ連絡する。対応状況は公開マップで公開する。								
対象者			道路・公園等の破損をオンラインで通報した者								
収 集 項 目	要配慮個人情報		☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係								
	上記以外の項目		■氏名 ■住所 ☐ 年齢・生年月日 ☐ 性別 ■連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ■メールアドレス ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____								
	その他		☐ _____ ☐ _____ ☐ _____								
収 集 先			■ 本人 ☐ 本人の親族 ☐ 市の機関又は議会（ ） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☐ 公の情報（ ） ☐ その他（ ）								
経常的な目的外利用・提供先			☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：_____ <u>主な利用項目（ ）</u> ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称：_____ <u>主な提供項目（ ）</u> ☐ 市の機関又は議会（ ） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☐ その他（ ）								
			目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☐ 1項（法令） ☐ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）								
外部委託等			☐ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング ） ☐ 指定管理者による管理								
電子計算機結合			☐ 有⇒結合先：								
個人情報ファイル簿			☐ 有⇒ファイルの名称：								

個人情報取扱事務登録簿

		区		分		☐ 共通		☒ 個別	
市の機関の名称		市長		届出部課等の名称		総務部 情報政策課			
関係課等の名称									
届出年月日		R8. 3. 13		開始年月日		R8. 3. 13		最終変更年月日	
事務の名称		食料品等物価高騰重点支援給付金支給に関する事務							
事務の目的		令和7年11月に国において閣議決定された「強い経済」を実現するための総合経済対策として示された、生活の安全保障・物価高への対応として、市民1人当たり5千円を支給することで、足元の物価高への対応を行うもの。							
事務の概要		令和8年2月1日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、その者が構成する世帯の世帯主に対し、世帯の人数に5千円を乗じた金額を給付金として支給する。 個人番号に公的給付受取口座を登録している場合は、当該口座情報を情報連携により取得する。公金受取口座の登録を行っていない者にあつては、令和2年度以降に行った各種給付金の支給実績口座を取得する。 市において口座を把握できたものについては、当該口座に支給する旨を「支給のお知らせ」にて通知し、支給口座の変更又は給付の辞退を除き、手続を不要とする。 上記以外の口座情報が把握できない者については、「支給要件確認書」を送付する申請方式とする。申請には、本人確認書類、口座情報が分かる書類の添付を求め、当該口座に支給する。 各種手続については、窓口、郵送又は電子による方法とし、市報、市ホームページ、メール、SNSサービス等により周知する。							
対象者		食料品等物価高騰重点支援給付金受給権者							
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係							
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☐ 性別 ☒ 連絡先 ☒ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 振込先口座 ☒ DV避難事例に関する情報 ☒ 施設入所等に関する情報							
	その他	☒ 本人確認書類等の提出書類に記載された情報							
収集先		☒ 本人 ☒ 本人の親族 ☒ 市の機関又は議会（市民課、子ども家庭総合支援課、障がい者支援課、地域包括支援課） ☒ 他の行政機関等又は他団体の議会（都道府県） ☐ 公の情報（） ☐ その他（）							
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ☐ 市の機関又は議会（） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（） ☐ その他（） ）							
		目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☐ 1項（法令） ☐ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）							
外部委託等		☒ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理							

電子計算機結合	☐ 有⇒結合先：
個人情報ファイル簿	☒ 有⇒ファイルの名称：物価高騰対応重点支援給付金に関する事務ファイル

個人情報取扱事務登録簿

区分☐共通☒個別

市の機関の名称		市長	届出部課等の名称		総務部情報政策課	
関係課等の名称						
届出年月日		H13. 4. 1	開始年月日	S45. 10. 1	最終変更年月日	R8. 3. 31
事務の名称		統計調査員・指導員確保事務				
事務の目的		各種統計調査を実施する上で、円滑に調査を実施するため、あらかじめ統計調査従事希望者を登録して登録調査員・指導員台帳（名簿）を作成し、調査実施時に台帳（名簿）の中から統計調査員・指導員を任命する。				
事務の概要		統計調査従事希望者に対し、「統計調査員登録カード」に氏名、性別、生年月日等を記入していただき、台帳（名簿）に登録する。なお、目的外提供については、登録の際に同意を得られた場合にのみ行っている。				
対象者		統計調査員・指導員				
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係				
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 家族情報 ☒ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 振込先口座 ☒ 表彰歴・調査歴 ☒ 意見・要望 ☐ _____				
	その他	☐ _____ ☐ _____ ☐ _____				
収集先		☒ 本人 ☐ 本人の親族 ☐ 市の機関又は議会（ ） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☐ 公の情報（ ） ☐ その他（ ）				
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） ☒ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） ☐ 市の機関又は議会（ ） ☒ 他の行政機関等又は他団体の議会（国及び千葉県 ） ☐ その他（ ） 目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☐ 1項（法令） ☒ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）				
外部委託等		☐ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理				
電子計算機結合		☐ 有⇒結合先：				
個人情報ファイル簿		☐ 有⇒ファイルの名称：				